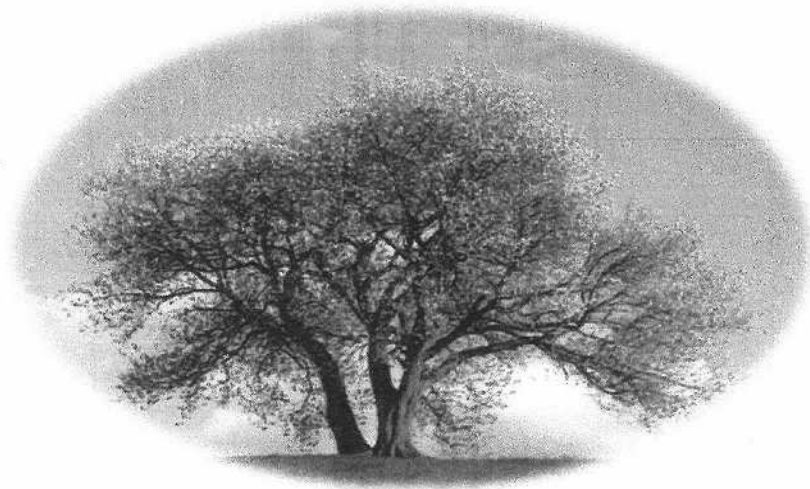


令和7年度
総会議案書



自：令和7年4月 1日

至：令和8年3月31日

日時：令和8年4月5日(日) 10時00分

会場：井野小学校区コミュニティセンター

井野小学校区コミュニティ運営協議会

総会次第

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 町長あいさつ

4 議長選出

5 議事録署名人及び書記指名

6 議事

第1号議案 令和7年度事業報告並びに収支決算報告について

○ 監査報告

第2号議案 規約改定(案)承認について

第3号議案 役員の改正並びに承認について

○ 会長あいさつ並びに役員紹介

第4号議案 令和8年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

7 議長解任

8 その他

9 閉会のことば

令和7年度事業報告

《役員会》

- ① 会議 計12回
- ② コミュニティセンター内外の環境整備(毎月1回 年2回草刈り)
- ③ 井野山ふれあいハイキング 10月26日
- ④ 井野小学校区対抗グラウンドゴルフ大会 11月3日
- ⑤ 宇美町小学校区対抗グラウンドゴルフ大会 11月30日
- ⑥ 文化講演会 未実施

《防犯部会》

- ① 防犯啓蒙活動(啓蒙ポスター及び啓蒙チラシの校区内全戸配布)
- ② 青パト講習会 未実施

《防災部会》

- ① 自主防災体制の充実 6月26日
- ② 合同避難訓練等の実施
 - ※1 粕屋南部消防署にて「災害体験会」実施 9月28日 28名参加
 - ※2 宇美町小学校区コミュニティ合同「防災フェア」に向けての協議に参加(1回/月)
- ③ 井野小学校の防災教育への参加(井野小学校引き渡し訓練等単独で開催)
- ④ 災害時用の備蓄品の検討会(チェンソー、簡易トイレ、乾電池購入)

《環境部会》

- ① 井野小学校近隣の工場立ち入り検査 10月23日
- ② 井野小学校ひばり門の花壇の植栽 3月3日
- ③ 井野山林道(登山道)安全パトロール及び環境保全

《健康福祉部会》

- ① 介護予防教室「フレッシュ井野」の開催 毎週金曜日開催
- ② 介護予防教室「フレッシュ井野」サポーター定例会 毎週第二金曜日開催
- ③ 課外活動の実施 7月4日
- ④ AED講習会 未実施

《青少年育成部会》

- ① ちいきふれあい運動会 5月24日
- ② スポーツ大会(ポッチャ大会) 6月29日
- ③ 井野小学校の子どもたちとのふれあいや学習活動支援 ※野菜づくり支援
- ④ ほんげんぎょう 1月10日

《広報部会》

- ① 「井野小学校区コミュニティ通信」発行 5月号、10月号、1月号 3回発行
- ② 井野小学校区コミュニティ運営協議会主催事業のチラシ・ポスター作成
 - ※ポッチャ大会、グラウンドゴルフ大会案内チラシ作成

令和7年度 収支決算報告書

自: 令和7年4月1日

至: 令和8年3月31日

(単位:円)

【収入の部】

科 目	予算額	決算額	増減	摘 要
繰越金	443,759	443,759	0	
地域コミュニティ交付金	7,622,480	7,589,840	▲ 32,640	町より
健康福祉部会補助金	200,000	200,000	0	町より
雑収入	761	3,385	2,624	預金利息等
合計	8,267,000	8,236,984	▲ 30,016	


【支出の部】

科 目	予算額	決算額	増減	摘 要	
総会費	20,000	3,792	▲ 16,208	お茶代	
会議費	30,000	14,553	▲ 15,447	お茶代	
事務費	30,000	26,620	▲ 3,380	振込手数料、折込料	
活動費	200,000	134,824	▲ 65,176	グランドゴルフ大会経費 ポッチャ大会経費、 井野山ハイキング経費	
渉外費	30,000	30,000	0	代表者会会費	
環境整備費	30,000	24,000	▲ 6,000	コミュニティセンター清掃費	
備品・消耗品費	30,000	32,964	2,964	事務用品等	
保険料	10,000	0	▲ 10,000		
役員 手当	役員	690,000	690,000	0	会長24万、副会長12万、会計11万 事務局10万、事務局員7万、書記5万
	部会、監事	164,000	154,000	▲ 10,000	部会長 2万5千円×6名 監事 2千×2名
事業費	防犯部会	100,000	135,719	35,719	防犯ポスター制作費、防寒着購入費
	防災部会	200,000	202,966	2,966	防災部会費用弁償・防止用簡易トイレ等
	環境部会	70,000	75,100	5,100	井野小ひばり門花壇植栽等
	健康福祉部会	200,000	198,746	▲ 1,254	課外活動、AEDレンタル代金、役員報酬等
	青少年育成部会	150,000	106,978	▲ 43,022	運動会・ほんげんぎょう用品代
	広報部会	150,000	109,052	▲ 40,948	コミュニティ通信発行3回分・折込代
自治会 交付金	井野	811,000	807,260	▲ 3,740	
	平成	1,159,220	1,149,870	▲ 9,350	
	ひばりが丘一	698,800	696,930	▲ 1,870	
	ひばりが丘二	1,019,460	1,023,200	3,740	
	ひばりが丘三	1,013,850	1,002,630	▲ 11,220	
自治会 会長 手当	井野	235,000	233,900	▲ 1,100	
	平成	293,300	290,550	▲ 2,750	
	ひばりが丘一	202,000	201,450	▲ 550	
	ひばりが丘二	266,900	268,000	1,100	
	ひばりが丘三	265,250	261,950	▲ 3,300	
雑 費	30,000	0	▲ 30,000		
予備費	168,220	0	▲ 168,220		
返還金	0	0	0		
小 計	8,267,000	7,875,054	▲ 391,946		
繰越金	0	361,930	361,930	交付金の1割以内が繰り越し上限額	
合 計	8,267,000	8,236,984	▲ 30,016		

会計監査報告

令和7年度井野小学校区コミュニティ運営協議会の会計監査にあたり、
収入支出に伴う関係書類及び関係帳簿・関係証票等を慎重に審査した結果、
いずれも正確かつ適正であることを認めます。

令和8年3月15日

監事 豊嶋 真樹 

監事 木谷 勝幸 

第2号議案

規約改定（案）

第3条 本会は、井野、平成、ひばりが丘一、ひばりが丘二、ひばりが丘三の5自治会をもって構成する。

改定案

本会は、井野小学校区（以下「校区」という）井野、平成、ひばりが丘一、ひばりが丘二、ひばりが丘三の5自治会内に居住する町民（以下「校区民」という）をもって構成する。

第5条 本会の役員は、校区内自治会長等で構成し、下記の役員を置く。

改定案

本会の役員は、校区内自治会加入者及び校区民で構成し、下記の役員を置く。

第7条

3項 選考委員会は会長、副会長、会計、事務局、書記、部会長を自治会加入者の中から選出する。

改定案

選考委員会は会長、副会長、会計、事務局、書記、部会長を自治会加入者及び校区民の中から選出する。

4項 監事は、校区内の自治会加入者より会長が選出する。

改定案

監事は、校区内の自治会加入者及び校区民より会長が選出する。

第9条 役員手当改定

現状

部会長 25,000円
監事 2,000円

改定案

35,000円
5,000円

第12条 会長は、第1条に規定する事項について、防犯部会、防災部会、環境部会、青少年育成部会、健康福祉部会、広報部会を置く。又必要に応じて他部会を置くことができる。

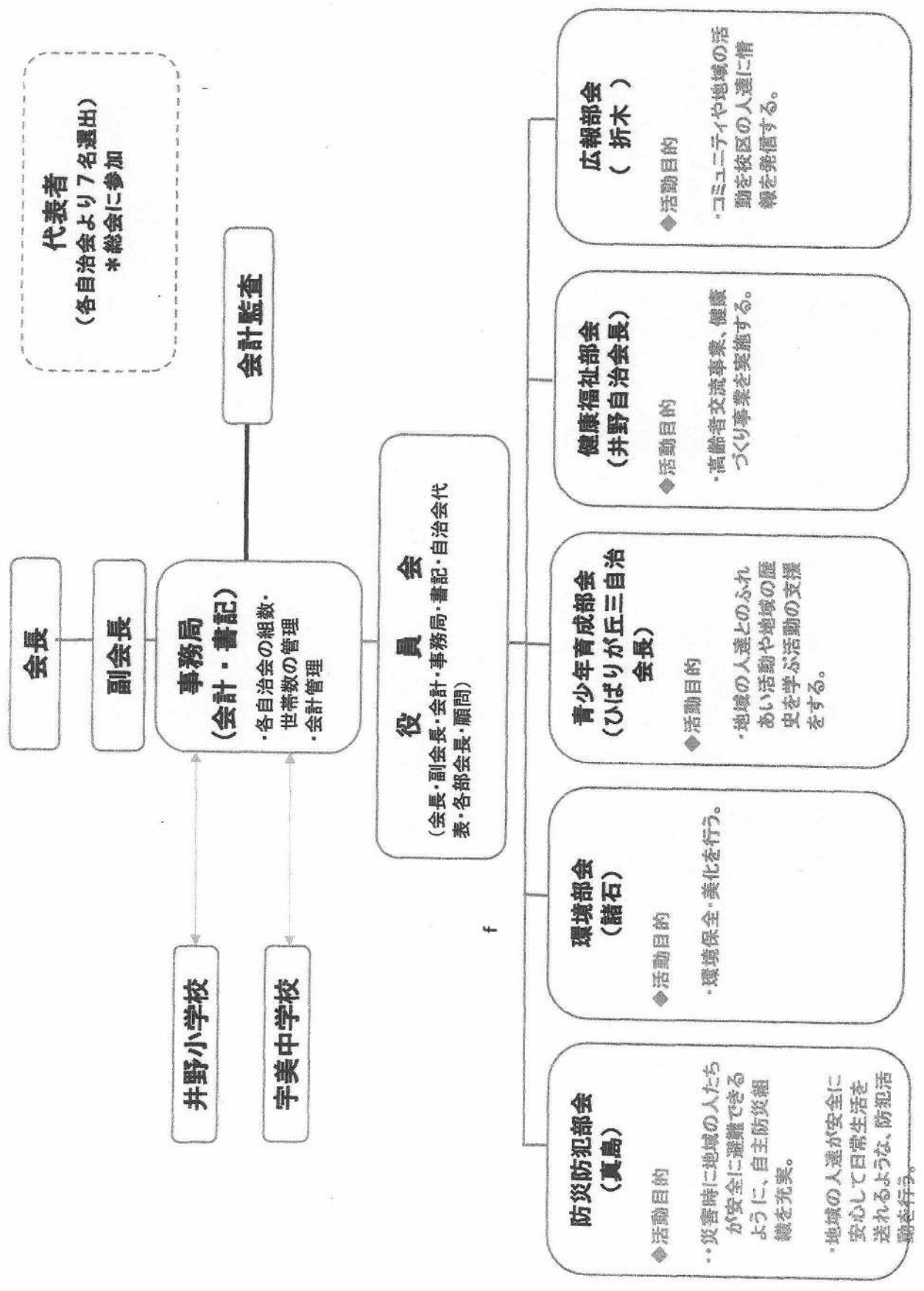
改定案

会長は、第1条に規定する事項について、防災防犯部会、環境部会、青少年育成部会、健康福祉部会、広報部会を置く。又必要に応じて他部会を置くことができる。

令和8年度役員(案)

役 職	令和7年度	役 職	令和8年度
会 長	石田 信行	会 長	石田 信行
副 会 長	井上 尚俊	副 会 長	真島 良弘
事務局長	姫島 義治	事務局長	坂本 裕
事務局補佐	飛賀 貴夫	事務局補佐	姫島 義治
書 記	幸田 三季	書 記	幸田 三季
会 計	南里 正美	会 計	井上 尚俊
監 事	木谷 勝幸	監 事	三船 由季
監 事	豊嶋 真樹	監 事	多和田 景太
防犯部会長	坂本 裕	防犯部会長	防災部と統合
防災部会長	真島 良弘	防災防犯部会長	真島 良弘
環境部会長	南里 正秀	環境部会長	諸石 孝子
健康福祉部会長	神志那 光弘	健康福祉部会長	井野自治会長
青少年育成部会	部会長	野元 敏弘	ひばりが丘三 自治会長
	副部会長1 (運動会担当)	ちいきふれあい運動会担当	ちいきふれあい運動会担当
	副部会長2 (ほんげんぎょう担当)	PTAほんげんぎょう担当	PTAほんげんぎょう担当
広報部会長	折木 里美		折木 里美
顧 問	井野小学校		校 長

令和8年度 井野小学校区コミュニティ運営協議会組織図



《役員会》

- ① 会議（毎月1回）
- ② コミュニティセンター内外の環境整備（毎月1回）
- ③ 環境部会の井野小学校近隣の環境調査に同行 10月実施
- ④ 井野小学校のこどもたちとのふれあいや学習活動の支援
- ⑤ 宇美町校区コミュニティ合同「防災フェア -スクラム防災-」参加（11月8日）
- ⑥ 宇美町校区対抗グラウンドゴルフ大会（11月）

《防災防犯部会》

- ① 宇美町主催の防災会議等に参加
- ② 自主防災組織の充実と避難訓練の実施
- ③ 災害時用の備蓄品の検討会
- ④ AED講習会
- ⑤ 地域の防犯啓発活動

《環境部会》

- ① 井野小学校区の生活環境の向上 10月
- ② 豊かな自然環境の保全と活用
- ③ コミュニティセンター内外の環境整備及びひばり門の花壇の整備

《青少年育成部会》

- ① ちいきふれあい運動会（通算19回） 5月23日（土）
- ② ボッチャ大会 6月14日（日）
- ③ グラウンドゴルフ大会 10月25日（日）
- ④ 井野山ふれあいハイキングおよび登山道危険箇所確認 11月15日（日）
- ⑤ ほんげんぎょう（通算10回） 令和9年1月16日（土）

《広報部会》

- ① 「井野小学校区コミュニティ通信」3回／年 発行
- ② 井野小学校区コミュニティ運営協議会主催事業のチラシ・ポスター作成

《健康福祉部会》

- ① 介護予防推進事業 ※新規

令和8年度 収支予算(案)

自:令和8年4月1日

至:令和9年3月31日

(単位:円)

【収入の部】

科 目	予算額	前年度予算額	増減	摘 要
繰越金	361,930	443,759	▲ 81,829	
地域コミュニティ交付金	8,096,597	7,622,480	474,117	町より
健康福祉部会補助金	0	200,000	▲ 200,000	町(福祉課)より
雑収入	2,473	761	1,712	預金利息等
合計	8,461,000	8,267,000	194,000	

【支出の部】

科 目	予算額	前年度予算額	増減	摘 要	
総会費	20,000	20,000	0	総会資料用紙代、印刷代等	
会議費	30,000	30,000	0	お茶代等	
事務費	30,000	30,000	0	事務用品、振込手数料等	
活動費	250,000	200,000	50,000	井野小校区グランドゴルフ大会、他	
渉外費	30,000	30,000	0	代表者会会費	
環境整備費	30,000	30,000	0	コミュニティセンター清掃費	
備品・消耗品費	30,000	30,000	0	備品購入、消耗品代等	
保険料	10,000	10,000	0	保険料	
役員 手当	役員	690,000	690,000	0	会長24万、副会長12万、会計11万、事務局長10万、事務局7万、書記5万
	部会、監事	185,000	164,000	21,000	部会長3万5千円×5名 監事5千×2名
事業費	防災防犯部会	450,000	300,000	150,000	防災部会費用弁償、防災用品等購入
	環境部会	50,000	70,000	▲ 20,000	部会費用弁償等
	健康福祉部会	30,000	200,000	▲ 170,000	部会費用弁償等
	青少年育成部会	120,000	150,000	▲ 30,000	ちいきふれあい運動会10万、ほんげんぎょう5万
	広報部会	150,000	150,000	0	コミュニティ通信発行等広報活動
自治会 交付金	井野	875,800	811,000	64,800	
	平成	1,242,100	1,159,220	82,880	
	ひばりが丘一	751,900	698,800	53,100	
	ひばりが丘二	1,106,000	1,019,460	86,540	
	ひばりが丘三	1,082,900	1,013,850	69,050	
自治会 会長 手当	井野	233,900	235,000	▲ 1,100	
	平成	290,550	293,300	▲ 2,750	
	ひばりが丘一	201,450	202,000	▲ 550	
	ひばりが丘二	268,000	266,900	1,100	
	ひばりが丘三	261,950	265,250	▲ 3,300	
雑 費	30,000	30,000	0		
予備費	11,450	168,220	▲ 156,770		
返還金	0	0	0		
小 計	8,461,000	8,267,000	194,000		
繰越金	0	0	0		
合 計	8,461,000	8,267,000	194,000		

井野小学校区コミュニティ運営協議会
規約（改定案）

井野小学校区コミュニティ運営協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、井野小学校区コミュニティ運営協議会の円滑な運営を図る為の基準となる事項を定める。

2 井野小学校区内における共通の課題の解決を図り、活力ある校区づくりを目的とする。

(名称及び運営)

第2条 この会は、「井野小学校区コミュニティ運営協議会」(以下「本会」という)と称し、事務局を井野小学校区内(糟屋郡宇美町大字井野419番地9)に置く。

(本会の構成)

第3条 本会は、井野小学校区(以下「校区」という)井野、平成、ひばりが丘一、ひばりが丘二、ひばりが丘三の5自治会内に居住する町民(以下「校区民」という)をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的達成をするため、次の事業を行う。

- (1) 井野小学校区合同運動会及び、ほんげんぎょうに関すること。
- (2) 校区内の課題解決に向けての協議に関すること。
- (3) 校区内の構成団体の活性化に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 役員

(役員構成)

第5条 本会の役員は、校区内自治会加入者及び校区民で構成し、下記の役員を置く。

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 事務局 | 2名 |
| (5) 書記 | 1名 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 顧問 | 井野小学校長とする |
| (8) 部会長 | 各1名 |

(役員職務)

第6条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を召集し、かつ会議の議長となり、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の財務を管理する。
- (4) 事務局長は、本会の事務運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の会計監査を行い、総会にて報告をする。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の運営に関し意見を述べる事ができる。
- (7) 部会長は、部会を召集し、本会の行う各種行事を協議し運営にあたる。

(役員等の選出)

第7条 本会の役員は選考委員会で協議して選出し、総会で承認を得る。

- 2 選考委員会は、各自治会長及び井野小学校区コミュニティ運営協議会役員で構成する。
- 3 選考委員会は会長、副会長、会計、事務局、書記、部会長を自治会加入者及び校区民の中から選出する。
- 4 監事は、校区内の自治会加入者及び校区民より会長が選出する。
- 5 顧問は、井野小学校長とする。

(役員任期)

第8条 会長、副会長、会計、事務局、書記、監事の任期は2年とし、その他の役員は任期を1年とする。但し再任は妨げない。

(役員報酬)

第9条 役員への報酬は総会で決定する。

第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、会長が召集し、議長はその総会において、役員以外の出席者の中から選出する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年4月中に開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び代表者の3分の1以上の請求があったとき、並びに監事から開催の請求があったとき開催する。

- (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関する事。
- (2) 役員を選任・解任に関する事。
- (3) 規約に関する事。
- (4) その他、本会の運営に関する事。

3 総会は、各自治会代表7名で構成し、組織する。

4 総会は、代表者の過半数(委任状を含む)の出席により成立する。

5 決議は、出席した代表者(委任状を含む)の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局、書記、自治会代表、各部会長をもって組織し、定期的又は必要に応じて会長が召集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要した会務の執行に関する事項
- (4) 本会の運営に関する事項

(部会)

第12条 会長は、第1条に規定する事項について、防災防犯部会、環境部会、青少年育成部会、健康福祉部会、広報部会を置く。又必要に応じて他部会を置くことができる。

- 2 部会員は、各自治会の構成団体からの選出及び本会が募集した者をもって構成する。
- 3 部会は、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。
- 4 部会は、部会長が召集する。
- 5 部会は、発生した地域課題について審議し決定した事項を推進する。

- 6 部会員に欠員が生じたときは、前任者の所属団体から後任者を選出する。
- 7 「井野小学校区合同運動会」及び「ほんげんぎょう」の実行委員は、各自治会より各4名を選出する。

第4章 運営費

(経費)

第13章 本会の運営に関する経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

(規約の改正)

第15条 本規約を改正するときには、総会において審議し、同意を得なければならない。

(細則)

第16条 役員会が必要と認めるときには、別に細則を設けることができる。

《 附則 》

- 1 この規約は平成27年9月1日から施行する。
- 2 この規約は平成28年5月1日から施行する。
- 3 この規約は平成29年4月2日から施行する。
- 4 この規約は平成31年4月7日から施行する。
- 5 この規約は令和5年4月2日から施行する。
- 6 この規約は令和7年4月6日から施行する。
- 7 この規約は令和8年4月5日から施行する。

小学校区コミュニティ運営協議会規約第9条による

役員手当改定案

役 職	金 額
会 長	240,000円
副 会 長	120,000円
事務局長	100,000円
事務局補佐	70,000円
会 計	110,000円
書 記	50,000円
部 会 長	35,000円
副部会長	10,000円
監事(2名)	5,000円